

平成 18 年 9 月 13 日

財務大臣 谷 垣 禎 一 殿

関税・外国為替等審議会会長

吉 野 直 行

印

答 申 書

平成 17 年 4 月 4 日付財関第 406 号をもって諮問のあった関税率等の改正について、本審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結に対応した関税率等の改正について、別紙のとおり行うことが適当である。

(別紙)

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(以下「協定」という。)を実施するため、以下のとおり関税関係法令の改正を行うこととする。

1. 日・フィリピン二国間セーフガード制度

関税の撤廃・引下げによるフィリピン産品の輸入の増加が原因となって、国内産業に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合に、フィリピン産品の関税率をMFN(最恵国)税率の範囲内で引き上げること等ができることとするため、協定の内容に沿って、二国間セーフガード制度について国内法令を整備する。

2. 対フィリピン関税割当制度

フィリピンに対して一定の数量を限度として関税の撤廃・引下げをする品目については、当該数量の範囲内での輸入に限って、協定に基づく税率を適用することとするため、協定の内容に沿って、対フィリピン関税割当制度について国内法令を整備する。

3. 原産地証明書の提出手続等に係る規定の整備

協定に基づく税率の適用に必要な原産地証明書の提出手続等に係る規定を整備する。

4. 一般特恵との適用関係の調整

フィリピンに対して関税の撤廃・引下げをする一般特恵対象品目について、フィリピンを原産地とするものを一般特恵の対象外とするための措置を講じる。